

改正案	現行
<p>I－1 電子決済手段の範囲等</p> <p>I－1－1 電子決済手段の範囲及び該当性の判断基準</p> <p>① (略)</p> <p>② 1号電子決済手段の該当性に関して、「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」ことを判断するに当たり、例えば、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者による制限なく、本邦通貨又は外国通貨との交換を行うことができるか」、「本邦通貨又は外国通貨との交換市場が存在するか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 電子的に移転が可能な前払式支払手段であっても、前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号。以下「前払式内閣府令」という。）第1条第3項第4号に規定する残高譲渡型前払式支払手段及び同項第5号に規定する番号通知型前払式支払手段その他その移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与を要するものは電子決済手段に該当しない。一方で、発行者がブロックチェーン等の基盤を利用して不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段とし</p>	<p>I－1 電子決済手段の範囲等</p> <p>I－1－1 電子決済手段の範囲及び該当性の判断基準</p> <p>① (略)</p> <p>② 1号電子決済手段の該当性に関して、「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」ことを判断するに当たり、例えば、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者による制限なく、本邦通貨又は外国通貨との交換を行うことができるか」、「本邦通貨又は外国通貨との交換市場が存在するか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 電子的に移転が可能な前払式支払手段であっても、前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号。以下「前払式内閣府令」という。）第1条第3項第4号に規定する残高譲渡型前払式支払手段及び同項第5号に規定する番号通知型前払式支払手段その他その移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与を要するものは電子決済手段に該当しない。一方で、発行者がブロックチェーン等の基盤を利用して不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利</p>

改正案	現行
<p>て利用できる前払式支払手段など、移転を完了するためにその都度発行者の承諾その他の関与を要しない前払式支払手段については、電子決済手段に該当する。</p> <p>③～⑤（略）</p> <p>II-2 業務の適切性等 II-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等 II-2-2-1 利用者保護措置等 II-2-2-1-2 主な着眼点 (1)・(2)（略） (3) 利用者に対する情報の提供 ①～⑪（略） <u>⑫ 海外に親会社を含めたグループ会社（以下「海外親会社等」という。）を有する場合には、海外親会社等に適用される現地の法令等が当該電子決済手段等取引業者に影響を与える可能性があることから、海外親会社等の状況やそれに伴い当該電子決済手段等取引業者に発生し得るリスクについて、あらかじめ利用者に開示しているか。</u> ⑬ 利用者に対する情報提供が適時かつ適切に行われたことの検証及び当該検証を実施するために必要な記録等を保管しているか。 ⑭ 提供する情報の記載内容は、利用者にとって明確でわかり</p>	<p>用できる前払式支払手段など、移転を完了するためにその都度発行者の承諾その他の関与を要しない前払式支払手段については、電子決済手段に該当する。</p> <p>③～⑤（略）</p> <p>II-2 業務の適切性等 II-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等 II-2-2-1 利用者保護措置等 II-2-2-1-2 主な着眼点 (1)・(2)（略） (3) 利用者に対する情報の提供 ①～⑪（略） <u>（新設）</u> ⑫ 利用者に対する情報提供が適時かつ適切に行われたことの検証及び当該検証を実施するために必要な記録等を保管しているか。 ⑬ 提供する情報の記載内容は、利用者にとって明確でわかり</p>

改正案	現行
<p>やすい記載内容となっているか。</p> <p>⑯ 書面の交付に代えて電磁的方法その他適切な方法により提供する場合には、提供する情報の内容について、利用者が一定の期間、閲覧又は保存できる等の手段を講じているか。</p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 共通システムを利用する場合の措置</u> <u>親会社を含めたグループ会社（以下「親会社等」という。）と共通の電子決済手段に関する取引のシステムや利用者財産管理のシステム（以下「共通システム」という。）を利用してサービスを提供する場合、親会社等の経営上の理由により共通システムが利用できなくなった場合等の緊急時に備えて、利用者保護の観点から以下のようないかだんを講じているか。</u></p> <p>① <u>緊急時において親会社等の関与なく利用者に財産を返還するため必要な具体的な手順が整備されているか。</u> <u>（注）利用者財産を円滑に返還するため、平時に利用しているシステムの代替環境をあらかじめ整備しておくことについて検討することが望ましい。</u></p> <p>② <u>顧客資産残高データ等、利用者財産の返還に必要な情報を共通システムにより管理している場合は、定期的にバックアップを取得する等によって電子決済手段等取引業者の管理下においても当該情報を保管しているか。</u></p> <p>③ <u>緊急時において、利用者の電子決済手段を親会社等の関与なく移転可能な手段と権限が確保されているか。</u> <u>（注）利用者の電子決済手段の管理を第三者に委託し、外部委</u></p>	<p>やすい記載内容となっているか。</p> <p>⑯ 書面の交付に代えて電磁的方法その他適切な方法により提供する場合には、提供する情報の内容について、利用者が一定の期間、閲覧又は保存できる等の手段を講じているか。</p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>託先が主体的に利用者の電子決済手段の移転を行い得る状態にある場合を除く。ただし、その場合は外部委託先において上記③の措置が講じられている必要がある。</p>	
<p><u>(14) その他の利用者保護措置等</u> 電子決済手段等取引業者は、内閣府令第30条第1項第1号に基づき、その行う電子決済手段等取引業に関して、電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、電子決済手段等取引業の利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な態勢を整備する必要があるが、例えば、以下のような措置を講じているか。 ①～③（略）</p>	<p><u>(13) その他の利用者保護措置等</u> 電子決済手段等取引業者は、内閣府令第30条第1項第1号に基づき、その行う電子決済手段等取引業に関して、電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、電子決済手段等取引業の利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な態勢を整備する必要があるが、例えば、以下のような措置を講じているか。 ①～③（略）</p>
<p>II-2-2-3 利用者が預託した金銭・電子決済手段の分別管理 II-2-2-3-2 主な注意点 (1)・(2)（略） (3) 利用者から預託を受けた電子決済手段（以下「預託電子決済手段」という。）の分別管理に関する着眼点 ①・②（略） ③ 内閣府令第38条第1項又は第3項に規定する方法により預託電子決済手段の管理を行う場合は、以下の点に留意する必要がある。</p>	<p>II-2-2-3 利用者が預託した金銭・電子決済手段の分別管理 II-2-2-3-2 主な注意点 (1)・(2)（略） (3) 利用者から預託を受けた電子決済手段（以下「預託電子決済手段」という。）の分別管理に関する着眼点 ①・②（略） ③ 内閣府令第38条第1項又は第3項に規定する方法により預託電子決済手段の管理を行う場合は、以下の点に留意する必要がある。</p>

改正案	現行
<p>イ. 取引内容がブロックチェーン等のネットワークに反映されない等の事情により、ブロックチェーン等のネットワーク上の電子決済手段の有高が電子決済手段等取引業者の管理する帳簿上の預託電子決済手段の残高に不足する事態を防止するために必要な措置を講じているか。</p> <p>(注) 必要な措置としては、ブロックチェーン等のネットワーク上の預託電子決済手段の有高が電子決済手段等取引業者の管理する帳簿上の預託電子決済手段の残高に不足する事態を防止するために必要となる電子決済手段の数量をあらかじめ社内規則で定めるとともに、当該電子決済手段と同種同量の自己の電子決済手段を限度として預託電子決済手段を管理するウォレットの中で当該自己の電子決済手段を混同して管理（当該数量を超える混同が発生した場合には、発生日の翌日から起算して5営業日以内に当該混同を解消しなければならない。）することが考えられる。</p> <p>ロ. 預託電子決済手段の管理について、電子決済手段等取引業者が管理する帳簿上の預託電子決済手段の残高と、ブロックチェーン等のネットワーク上の預託電子決済手段の有高を毎営業日照合しているか。また、照合した結果、上記イ. の措置にもかかわらず、預託電子決済手段の有高が帳簿上の預託電子決済手段の残高に満たない場合には、原</p>	<p>イ. 取引内容がブロックチェーン等のネットワークに反映されない等の事情により、ブロックチェーン等のネットワーク上の電子決済手段の有高が電子決済手段等取引業者の管理する帳簿上の預託電子決済手段の残高に不足する事態を防止するために必要な措置を講じているか。</p> <p>(注) 必要な措置としては、ブロックチェーン等のネットワーク上の預託電子決済手段の有高が電子決済手段等取引業者の管理する帳簿上の預託電子決済手段の残高に不足する事態を防止するために必要となる電子決済手段の数量をあらかじめ社内規則で定めるとともに、当該電子決済手段と同種同量の自己の電子決済手段を限度として預託電子決済手段を管理するウォレットの中で当該自己の電子決済手段を混同して管理（当該数量を超える混同が発生した場合には、発生日の翌日から起算して5営業日以内に当該混同を解消しなければならない。）することが考えられる。</p> <p>ロ. 預託電子決済手段の管理について、電子決済手段等取引業者が管理する帳簿上の預託電子決済手段の残高と、ブロックチェーン等のネットワーク上の預託電子決済手段の有高を毎営業日照合しているか。また、照合した結果、上記イ. の措置にもかかわらず、預託電子決済手段の有高が帳簿上の預託電子決済手段の残高に満たない場合には、原</p>

改正案	現行
<p>因（注1）の分析を行った上、速やかに当該不足額を解消しているか。</p> <p>（注1）電子決済手段の流出などが考えられる。</p> <p>（注2）当該不足額に関しては、内閣府令第38条第1項に規定する方法により電子決済手段を管理する場合においては、不足が生じた日の翌日から起算して2営業日以内に、内閣府令第38条第3項に規定する方法により預託電子決済手段を管理する場合においては、不足が生じた日の翌営業日までに、その不足を解消しなければならない。</p> <p>④・⑤（略）</p> <p>（4）（略）</p>	<p>因の分析を行った上、速やかに当該不足額を解消しているか。</p> <p>（新設）</p> <p>（注）当該不足額に関しては、内閣府令第38条第1項に規定する方法により電子決済手段を管理する場合においては、不足が生じた日の翌日から起算して2営業日以内に、内閣府令第38条第3項に規定する方法により預託電子決済手段を管理する場合においては、不足が生じた日の翌営業日までに、その不足を解消しなければならない。</p> <p>④・⑤（略）</p> <p>（4）（略）</p>
<p>II-2-2-6 帳簿書類</p> <p>II-2-2-6-2 主な着眼点</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 帳簿書類を電子媒体により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保存に使用する電子媒体は内閣府令第75条第2項に規定する保存期間の耐久性を有すること。 ・ 利用者の照会に対し、速やかに回答できるシステムとなっていること。 	<p>II-2-2-6 帳簿書類</p> <p>II-2-2-6-2 主な着眼点</p> <p>①～④（略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>入力データの取消・修正を行った場合、その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。</u> ・ <u>内部監査に対応できるシステムとなっていること。</u> ・ <u>作成・保存に関する責任者を置き、当該作成・保存に関する社内規則が整備されていること。</u> <p>⑥ 内閣府令第75条第3項ただし書後段は、同条第1項各号に掲げる帳簿書類が外国に設けた営業所において作成されたか否かにかかわらず、それが電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、当該帳簿書類を国外において保存することを認めるものである。ただし、電子決済手段等取引業者において、利用者に関する情報管理態勢（II-2-2-7）やシステムリスク管理（II-2-3-1）等に十分留意されている必要があり、また、当該国外において不正アクセスに限らず第三者への情報流出やシステムの安定稼働への支障が生じるリスクについても適切に勘案されている必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>
II-2-3 事務運営 II-2-3-1 システムリスク管理 II-2-3-1-2 主な着眼点	II-2-3 事務運営 II-2-3-1 システムリスク管理 II-2-3-1-2 主な着眼点

改正案	現行
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
<p>(6) システム企画・開発・運用管理</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 他社のシステムと連携する場合や、多数の利用者が取引システムを利用することができる見込まれる場合には、システム全体の品質を確保するために、以下の観点を含めた規程や方針等を策定し、適切に実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質を確保するためのテスト実施方針を定めること ・ システムのパフォーマンス・キャパシティ管理において、内外の状況変化による取引の急増を想定した計画を策定し、<u>閾値</u>を設定すること（新規電子決済手段の取扱い開始や販売促進時等、一時的な取引件数の増加が見込まれる場合を含む。） <p>⑩・⑪ (略)</p>	<p>(6) システム企画・開発・運用管理</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 他社のシステムと連携する場合や、多数の利用者が取引システムを利用することができる見込まれる場合には、システム全体の品質を確保するために、以下の観点を含めた規程や方針等を策定し、適切に実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質を確保するためのテスト実施方針を定めること ・ システムのパフォーマンス・キャパシティ管理において、内外の状況変化による取引の急増を想定した計画を策定し、<u>敷居値</u>を設定すること（新規電子決済手段の取扱い開始や販売促進時等、一時的な取引件数の増加が見込まれる場合を含む。） <p>⑩・⑪ (略)</p>
(7)～(9) (略)	(7)～(9) (略)
<p>(10) 障害発生時等の対応</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ システム障害等の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステム的な仕組みを整備してい</p>	<p>(10) 障害発生時等の対応</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ システム障害等の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステム的な仕組みを整備してい</p>

改正案	現行
<p>るか。 (削除)</p> <p><u>(参考) システムリスクについての参考資料として、例えば「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編)などがある。</u></p>	<p>るか。 <u>(参考) システムリスクについての参考資料として、例えば「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編)などがある。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>III-1 一般的な事務処理等</p> <p>III-1-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>電子決済手段等取引業者の検査・監督の目的は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、電子決済手段の交換等について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することにある（法第1条参照）。</p> <p>かかる検査・監督の目的を達成するためには、監督当局においても、電子決済手段等取引業者に対し、個々の電子決済手段等取引業者の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。</p>	<p>III-1 一般的な事務処理等</p> <p>III-1-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>電子決済手段等取引業者の検査・監督の目的は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、電子決済手段の交換等について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することにある（法第1条参照）。</p> <p>かかる検査・監督の目的を達成するためには、監督当局においても、電子決済手段等取引業者に対し、個々の電子決済手段等取引業者の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。</p>

改正案	現行
<p>このため、電子決済手段等取引業者の検査・監督事務を行うに当たっては、まずは、各電子決済手段等取引業者がどの様にしてビジネスモデルの構築、財務の健全性の確保、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解した上で、当該方針がどの様なガバナンス体制の下で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各電子決済手段等取引業者がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。</p> <p>その上で、各電子決済手段等取引業者が、監督当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、電子決済手段等取引業者自身で経営体制を変革していく必要がある。監督当局としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各電子決済手段等取引業者の取組みを促していく。</p> <p>ただし、上記の過程で、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合や電子決済手段等取引業者の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、法第62条の21に基づく業務改善命令等の行政処分（Ⅲ-3）の発動等を検討することとする。</p> <p>さらに、電子決済手段等取引業者の検査・監督事務を行うに当たっては、以下の点にも十分に留意した上で実施することと</p>	<p>このため、電子決済手段等取引業者の検査・監督事務を行うに当たっては、まずは、各電子決済手段等取引業者がどの様にしてビジネスモデルの構築、財務の健全性の確保、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解した上で、当該方針がどの様なガバナンス体制の下で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各電子決済手段等取引業者がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。</p> <p>その上で、各電子決済手段等取引業者が、監督当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、電子決済手段等取引業者自身で経営体制を変革していく必要がある。監督当局としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各電子決済手段等取引業者の取組みを促していく。</p> <p>ただし、上記の過程で、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合や電子決済手段等取引業者の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、法第62条の21に基づく業務改善命令等の行政処分（Ⅲ-3）の発動等を検討することとする。</p> <p>さらに、電子決済手段等取引業者の検査・監督事務を行うに当たっては、以下の点にも十分に留意した上で実施することと</p>

改正案	現行
<p>する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 電子決済手段等取引業者に係る情報の積極的な収集 電子決済手段等取引業者の検査・監督に当たっては、利用者等からの苦情等を含め、電子決済手段等取引業者の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に検査・監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、電子決済手段等取引業者からの報告だけではなく、利用者等から寄せられる苦情にも注意を払い、さらに協会や電子決済手段等取引業者との日頃からの十分な意思疎通を通じて積極的に情報収集する必要がある。</p> <p><u>(注) 電子決済手段等取引業者が海外親会社等を有する場合には、海外親会社等に適用される現地の法令等が当該電子決済手段等取引業者に影響を与える可能性があることから、当該電子決済手段等取引業者の海外に関する情報についても留意すること。例えば、以下のものが考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外拠点又は海外に保有する資産（自社で保有する資産を含む。）の有無 ・ 海外居住の役職員の有無 ・ 海外法人又は営業所を海外に有する法人との取引や債 	<p>する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 電子決済手段等取引業者に係る情報の積極的な収集 電子決済手段等取引業者の検査・監督に当たっては、利用者等からの苦情等を含め、電子決済手段等取引業者の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に検査・監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、電子決済手段等取引業者からの報告だけではなく、利用者等から寄せられる苦情にも注意を払い、さらに協会や電子決済手段等取引業者との日頃からの十分な意思疎通を通じて積極的に情報収集する必要がある。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>権債務関係の有無</u></p> <p>・ 海外親会社等を有する場合には、海外親会社等の取引状況や財務状況、海外監督当局との関係等</p>	
<p>III-2 諸手続</p> <p>III-2-1 登録の申請、届出書の受理等</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 電子決済手段等取引業者登録簿の縦覧 内閣府令第11条の規定に基づく電子決済手段等取引業者登録簿の縦覧については、次により取扱うものとする。 ① 縦覧の申出があった場合には、別紙様式12による電子決済手段等取引業者登録簿縦覧申請書に所定事項の記入を求めるものとする。なお、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。<u>III-2-4</u>において同じ。）及び名を「申請者氏名」欄に括弧書で併せて記載することができるに留意する。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(9) (略)</p>	<p>III-2 諸手続</p> <p>III-2-1 登録の申請、届出書の受理等</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 電子決済手段等取引業者登録簿の縦覧 内閣府令第11条の規定に基づく電子決済手段等取引業者登録簿の縦覧については、次により取扱うものとする。 ① 縦覧の申出があった場合には、別紙様式12による電子決済手段等取引業者登録簿縦覧申請書に所定事項の記入を求めるものとする。なお、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。<u>III-2-5</u>において同じ。）及び名を「申請者氏名」欄に括弧書で併せて記載することができることに留意する。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(9) (略)</p>
<p>III-2-5 書面・対面による手続きについての留意点</p> <p>電子決済手段等取引業者等による当局への申請・届出等及び</p>	(新設)

改正案	現行
<p><u>当局から電子決済手段等取引業者等に対し発出する処分通知等について、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</u></p> <p><u>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本事務ガイドラインの規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>また、経済社会活動全般において、デジタライゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</u></p> <p><u>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、電子決済手段等取引業者等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</u></p> <p><u>このような官民における取組みも踏まえ、本事務ガイドラインの書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、Ⅲ－2－6に掲げる原本送付を求める場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本事務ガイドラインの規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを懲戒するものとする。</u></p> <p><u>Ⅲ－2－6 申請書等を提出するに当たっての留意点</u></p> <p><u>Ⅲ－2－5を踏まえ、電子決済手段等取引業者等による当局への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求ることとする。</u></p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）につ</u></p>	

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「17.電子決済手段等取引業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行																				
<p><u>いては、原本送付を求ることとする。</u></p> <p><u>なお、金融庁がホームページにおいて掲載する e-Gov を利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u></p>																					
<p>別紙様式 1（ひな型） （日本産業規格 A 4）</p> <p>財務（支）局長 殿 電子決済手段等取引業者名 代表者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">担当者情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所属</td><td></td></tr> <tr> <td>氏名</td><td></td></tr> <tr> <td>電話番号</td><td></td></tr> <tr> <td>E-mail</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	担当者情報		所属		氏名		電話番号		E-mail		<p>別紙様式 1（ひな型） （日本産業規格 A 4）</p> <p>財務（支）局長 殿 電子決済手段等取引業者名 代表者 印</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">担当者情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所属</td><td></td></tr> <tr> <td>氏名</td><td></td></tr> <tr> <td>電話番号</td><td></td></tr> <tr> <td>E-mail</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	担当者情報		所属		氏名		電話番号		E-mail	
担当者情報																					
所属																					
氏名																					
電話番号																					
E-mail																					
担当者情報																					
所属																					
氏名																					
電話番号																					
E-mail																					
<p>別紙様式 4（ひな型） （日本産業規格 A 4）</p> <p>無登録で電子決済手段等取引業務を行っているおそれがある者に対する照会書（案）</p> <p>○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 殿</p>	<p>別紙様式 4（ひな型） （日本産業規格 A 4）</p> <p>無登録で電子決済手段等取引業務を行っているおそれがある者に対する照会書（案）</p> <p>○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 殿</p>																				

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「17.電子決済手段等取引業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
<u>財務（支）局長</u> (略)	<u>財務（支）局長</u> 印 (略)
別紙様式5（ひな型） （日本産業規格A4） 無登録で電子決済手段等取引業務を行っている者に対する警告書（案） ○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 殿	別紙様式5（ひな型） （日本産業規格A4） 無登録で電子決済手段等取引業務を行っている者に対する警告書（案） ○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 殿
<u>財務（支）局長</u> (略)	<u>財務（支）局長</u> 印 (略)
別紙様式6（ひな型） （日本産業規格A4） 文 書 番 号 年 月 日 監 督 局 長 殿	別紙様式6（ひな型） （日本産業規格A4） 文 書 番 号 年 月 日 監 督 局 長 殿

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「17.電子決済手段等取引業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
<u>財務（支）局長</u>	<u>財務（支）局長</u> 印
電子決済手段等取引業者の登録の拒否について (略)	電子決済手段等取引業者の登録の拒否について (略)
別紙様式7（ひな型） 文書番号 年月日 監督局長殿	別紙様式7（ひな型） 文書番号 年月日 監督局長殿
<u>財務（支）局長</u>	<u>財務（支）局長</u> 印
電子決済手段等取引業者の変更登録の拒否について (略)	電子決済手段等取引業者の変更登録の拒否について (略)
別紙様式8（ひな型） 文書番号 年月日	別紙様式8（ひな型） 文書番号 年月日

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「17.電子決済手段等取引業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
財務（支）局長 殿	財務（支）局長 殿
<u>財務（支）局長</u>	<u>財務（支）局長</u> 印
電子決済手段等取引業者の変更届出について (略)	電子決済手段等取引業者の変更届出について (略)
別紙様式10（ひな型） 文 書 番 号 年 月 日	別紙様式10（ひな型） 文 書 番 号 年 月 日
財務（支）局長 殿	財務（支）局長 殿
<u>財務（支）局長</u>	<u>財務（支）局長</u> 印
電子決済手段等取引業者の変更届出について (略)	電子決済手段等取引業者の変更届出について (略)

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「17.電子決済手段等取引業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
<p>別紙様式 11 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p>電子決済手段等取引業者登録証明書 年　月　日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p>申請者 商　　号</p> <p><u>代表者の氏名</u> (略)</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p>年　月　日　　<u>財務（支）局長</u></p>	<p>別紙様式 11 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p>電子決済手段等取引業者登録証明書 年　月　日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p>申請者 商　　号</p> <p><u>代表者の氏名</u>印 (略)</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p>年　月　日　　<u>財務（支）局長</u>　印</p>
<p>別紙様式 12 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p>電子決済手段等取引業者登録簿縦覧申請書 年　月　日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p>縦覧の目的</p>	<p>別紙様式 12 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p>電子決済手段等取引業者登録簿縦覧申請書 年　月　日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p>縦覧の目的</p>

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「17.電子決済手段等取引業者関係」(新旧対照表)

改正案				現行							
登録番号	電子決済手段等取引業者の商号	貸出	返却	登録番号	電子決済手段等取引業者の商号	貸出印	返却印				
(略)				(略)							
別紙様式13（ひな型）		（日本産業規格A4）		別紙様式13（ひな型）		（日本産業規格A4）					
年　月　日				年　月　日							
財務（支）局長 殿				財務（支）局長 殿							
届出者　　登録番号　　財務（支）局長第　　号				届出者　　登録番号　　財務（支）局長第　　号							
住所（郵便番号）				住所（郵便番号）							
電話番号（　　）　　一				電話番号（　　）　　一							
商　　号				商　　号							

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「17.電子決済手段等取引業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
<u>代表者の 氏名</u> <u>国内における 代表者の氏名</u>	<u>代表者の 氏名</u> 印 <u>国内における 代表者の氏名</u> 印
業務報告書 (略)	業務報告書 (略)
別紙様式14（ひな型） (日本産業規格A4) 年 月 日 財務（支）局長 殿	別紙様式14（ひな型） (日本産業規格A4) 年 月 日 財務（支）局長 殿
届出者 登録番号 財務（支）局長第 号 住所（郵便番号） 電話番号（　） 一 商 号 <u>代表者の 氏名</u> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <u>国内における 代表者の氏名</u> </div> ※連絡先、商号に変更があった場合は、財務（支） 局長にその旨連絡願います。	届出者 登録番号 財務（支）局長第 号 住所（郵便番号） 電話番号（　） 一 商 号 <u>代表者の 氏名</u> 印 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <u>国内における 代表者の氏名</u> 印 </div> ※連絡先、商号に変更があった場合は、財務（支） 局長にその旨連絡願います。
電子決済手段等取引業に関する債務状況等に係る報告書	電子決済手段等取引業に関する債務状況等に係る報告書

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「17.電子決済手段等取引業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
(略)	(略)
別紙様式 15 (ひな型) (日本産業規格 A 4) 文 書 番 号 年 月 日 財務（支）局長 殿	別紙様式 15 (ひな型) (日本産業規格 A 4) 文 書 番 号 年 月 日 財務（支）局長 殿
<u>財務（支）局長</u>	<u>財務（支）局長</u> 印
事業譲渡通知について (略)	事業譲渡通知について (略)
別紙様式 16 (ひな型) (日本産業規格 A 4) 年 月 日 財務（支）局長 殿	別紙様式 16 (ひな型) (日本産業規格 A 4) 年 月 日 財務（支）局長 殿
届出者 登録番号 財務（支）局長第 号 住所（郵便番号）	届出者 登録番号 財務（支）局長第 号 住所（郵便番号）

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「17.電子決済手段等取引業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
電話番号（　　）　ー 商　　号 <u>代表者の</u> <u>氏　名</u> _____	電話番号（　　）　ー 商　　号 <u>代表者の</u> <u>氏　名</u> _____印
営業所の所在報告について (略)	営業所の所在報告について (略)